

福岡市保健福祉総合計画（案）

～概要版～

第 1 部 総論

- | | | |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 計画の位置づけ | … P 1 |
| 2 | 福岡市の保健・医療・福祉を取り巻く現状 | … P 2 |
| 3 | 市民意識調査 | … P 3 |
| 4 | 健康福祉のまちづくりにおける主要課題 | … P 4 |
| 5 | 計画のめざす姿 | … P 5 |

第 2 部 各論

… P 7

第 3 部 計画の進行管理と検証

… P 11

第1部 総論

1. 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

- ①福岡市の保健福祉分野の各計画を横断的につなぐ基本の理念と方向性を明らかにするマスタープラン
- ②社会福祉法に基づく地域福祉計画

(2) 計画期間

平成23(2011)年度から平成27(2015)年度の5年間

(3) 他の計画との関係

高齢者保健福祉計画や障がい保健福祉計画(仮称)をはじめ、健康施策分野における健康日本21福岡市計画など、福岡市における保健福祉施策に関する分野別計画においては、本計画の基本理念と方向性を踏まえて、より専門的・具体的に施策を推進します。

また、新・福岡市子ども総合計画や、福岡市地域防災計画、福岡市スポーツ振興計画、さらには住宅や教育に関する計画、福岡市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」など、本計画との関連が深い各種計画とも連携を図ります。



2. 福岡市の保健・医療・福祉を取り巻く現状

■少子高齢化の進行

- 福岡市の合計特殊出生率は全国平均を下回る水準で推移し、少子化が進行しています。
- 福岡市の総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は上昇しており、今後も上昇すると予測されます。

合計特殊出生率

福岡市 1.19（平成 20 年）
（全国平均 1.37）

※ 平成 23 年 10 月を目途に、平成 22 年のデータに更新します。

高齢化率

平成 17 年
15.2% → 平成 22 年推計
17.2%

※ 平成 23 年 10 月を目途に、平成 22 年の推計データを更新します。

■医療費の増加

- 高齢化の進行とともに、福岡市の国民健康保険及び後期高齢者の医療費は、年々、増加傾向にあります。

医療費

平成 16 年度
1,834 億円 → 平成 21 年度
2,353 億円

■世帯構成の変化

- 福岡市においては、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみで暮らす世帯が増加しています。

ひとり暮らし高齢者世帯

平成 12 年
36,695 世帯 → 平成 17 年
45,461 世帯

※ 平成 23 年 10 月を目途に、平成 22 年のデータに更新します。

■障がいのある人の高齢化

- 福岡市においては、障がいのある人（手帳所持者）が増加しています。
- 身体に障がいのある人では、65 歳以上の高齢者が 6 割以上を占めています。

手帳所持者数

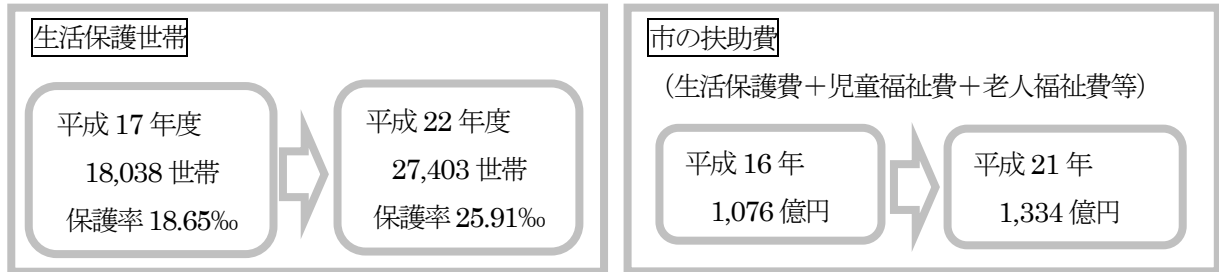
平成 17 年度
54,003 人 → 平成 22 年度
65,381 人

身体障がいのある人の年齢層別割合

20 代以下… 4.9% 30～50 歳代…21.7%
60～64 歳…10.6% 65 歳以上 …62.7%
（平成 22 年度実態調査）

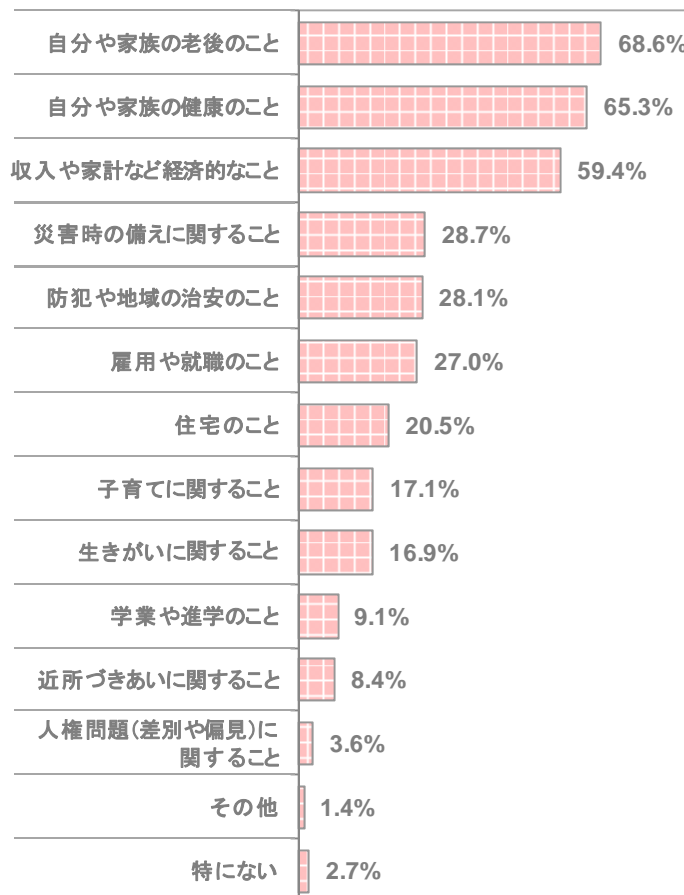
■福岡市における扶助費の増加

- 福岡市の普通会計における生活保護費、老人福祉費等の扶助費（決算額）は、年々、増加傾向にあります。

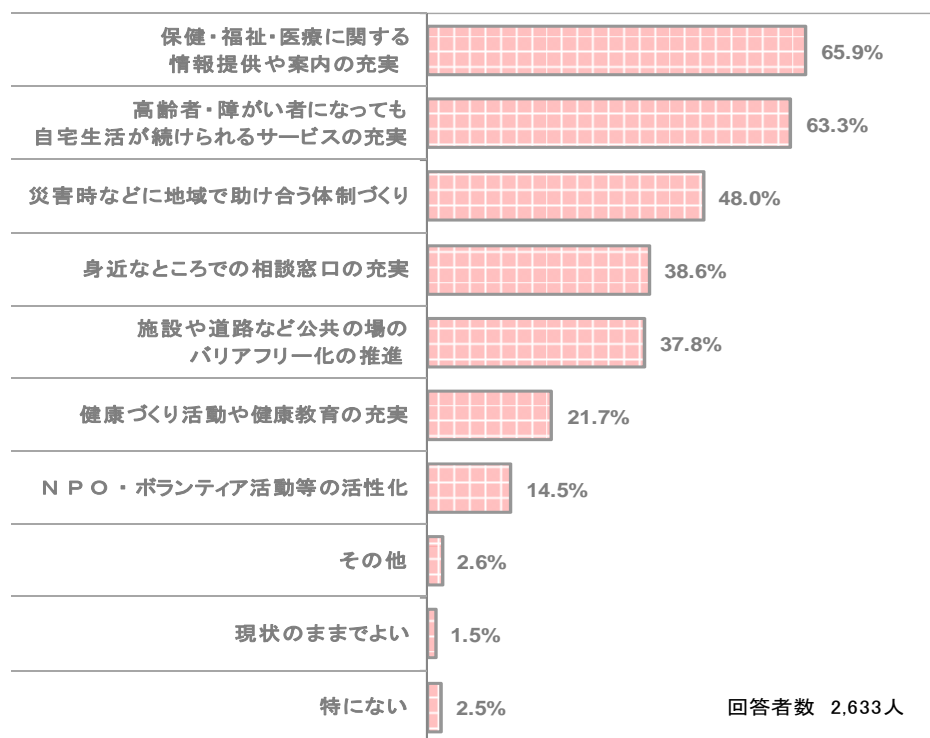


3. 市民意識調査

- 平成 21 年度市政に関する意識調査の結果、自分や家族の老後や健康のこと、また、経済的なことについて、悩みや不安を感じている市民の割合が高くなっています。



- 今後、福岡市が保健・医療・福祉の分野で力を入れて取り組むべき施策については、「保健・福祉・医療に関する情報提供や案内の充実」が65.9%で最も多く、次いで「高齢者・障がい者になっても自宅生活が続けられるサービスの充実」(63.3%)、「災害時などに地域で助け合う体制づくり」(48.0%)の順に高い割合を占めています。



4. 健康福祉のまちづくりにおける主要課題

(1) 生涯にわたって活動的に暮らし続けられる地域で元気に、生きがいを持って生活できるよう、健康や生きがいづくりのための支援を行うとともに、ユニバーサルデザインの理念による環境整備が必要です。

(2) 互いを認め合い、一人ひとりの尊厳の遵守
地域社会を担う一人ひとりの福祉の意識を醸成するため、啓発や学習機会を拡充したり、虐待問題への対応など個人の尊厳を守る取組みを進める必要があります。

(3) 自立を前提とした切れ目のない利用者主体のサービス
介護等が必要になっても、地域で自立して生活するために、異なるサービス分野の連携、市民と行政の共働、ニーズに応じたサービス提供など、切れ目のない利用者主体のサービス提供に努める必要があります。

(4) 地域における支え合いネットワークの構築
地域の様々な福祉・生活課題の早期発見やきめ細かな対応のために、住民同士の見守りを基盤に、地域の活動主体が連携して支え合うネットワークの形成が重要です。

(5) 多様化する新たな課題への対応
家族構成の変容や社会環境の変化等を背景にした、孤立死、虐待、ひきこもりなどの深刻な困難を抱える家庭等に対する支援が新たな課題となっています。

(6) 持続可能な保健福祉施策の推進
制度の目的・背景、国制度や市民意識・社会経済情勢の変化も踏まえ、施策のあり方を検討します。また、国と地方の財源問題の動向にも留意していきます。

5. 計画のめざす姿

(1) 基本理念

- 地域には、高齢者や障がいのある人など、日常的な介護や支援を必要とする人や深刻な課題を抱えている人、自立して生活できる人がともに生活しています。
- 市民、事業者、行政などが自らできることを実践しながら相互に支え合いすべての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められます。
- 前計画の基本理念は市民の自立と連携を基にした普遍的なものでもあることから、本計画でもこれを継承して基本理念を次のとおりとします。

**市民が自立し、かつ相互に連携して支え合うという精神のもとに、
高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、
住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる
ハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくり**

(2) 健康福祉のまちづくりの視点

計画の基本理念を実現するためには市民、事業者、行政などの様々な主体が、「自助」「共助」「公助」の視点でそれぞれの役割を担いつつ重層的に関わっていくことが必要です。

視点1「自助」

生きがいのある健康な暮らし
～いきいきと健やかに暮らせる社会参加と健康づくりの推進～

市民一人ひとりにとって利用しやすい保健福祉サービスの仕組みづくりを進めるとともに、自主的・自発的な社会参加活動や継続的な健康づくりを推進することにより、“生きがいのある健康な暮らし”の実現をめざします。

視点2「共助」

支え合いのある地域づくり
～相互に支え合い、尊重し合える地域福祉の総合的な推進～

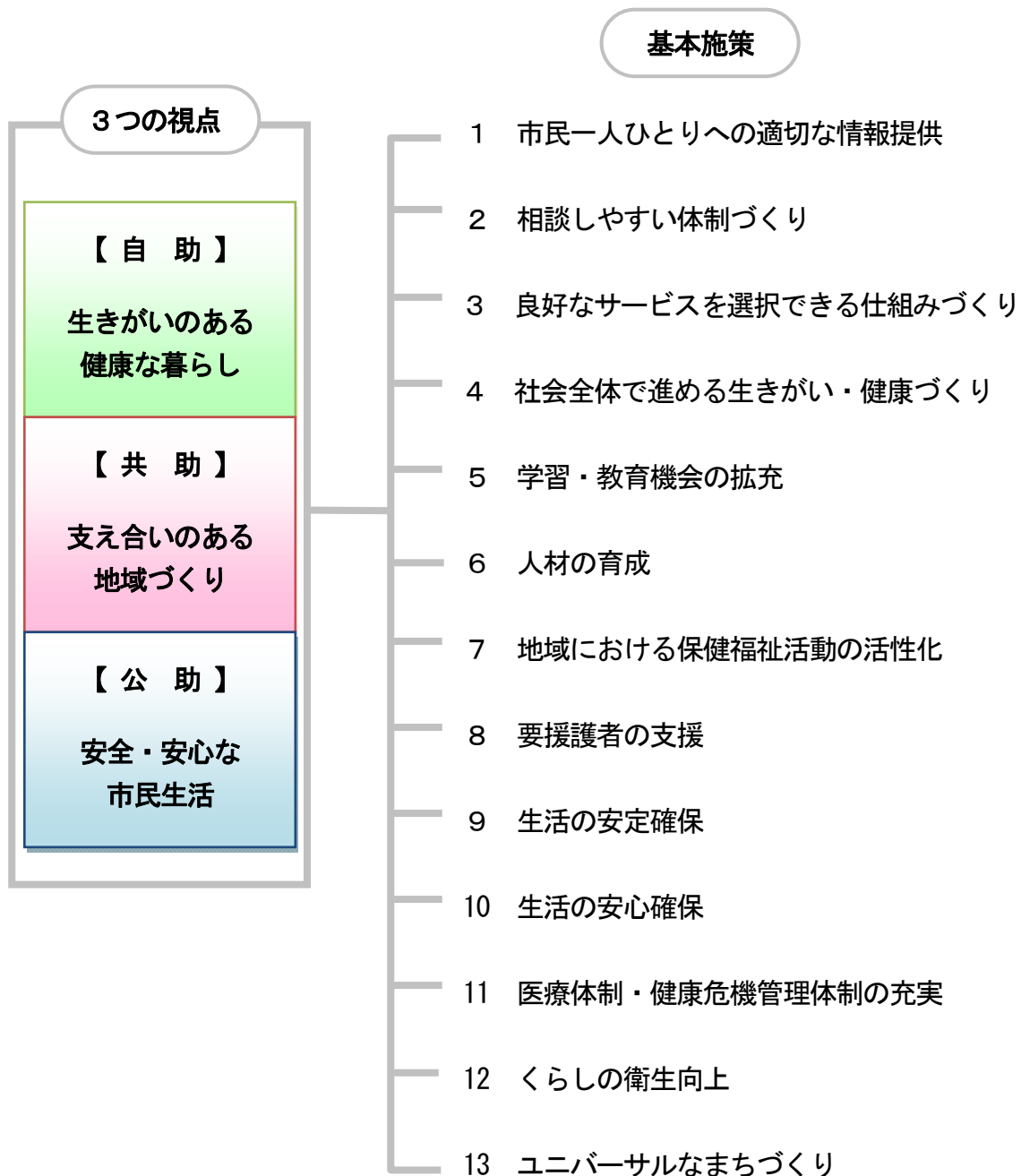
地域での支え合い活動への関心を高め、活動に参画しようという意識を醸成するため、学習・教育の機会を拡充し、また、活動の担い手となる人材を育成するとともに、活動の活性化を図り、活動の輪を広げることにより、“支え合いのある地域づくり”を推進します。

視点3「公助」

安全・安心な市民生活
～いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる基盤整備の推進～

各種社会保障制度をはじめとする保健福祉サービスや、医療体制、健康危機管理体制などの暮らしを守るセーフティネットが必要なときに適切に利用できるよう基盤整備を推進し、いつまでも住み慣れた地域で暮らせる、“安全・安心な市民生活”の実現をめざします。

(3) 施策体系



第2部 各論

第1章 市民一人ひとりへの適切な情報提供

市民が自ら、情報を収集してサービスを選択するという「自助」のための重要な事項です。利用する市民の視点で実際の生活に役立つよう分かりやすく多様な手段で情報を発信するための方策を検討します。

第2章 相談しやすい体制づくり

情報提供とも併せた「自助」のための重要な事項です。住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるために、支援が必要な時にできるだけ早く適切な相談窓口にたどり着き必要な相談ができるよう方策を検討します。

第3章 良好なサービスを選択できる仕組みづくり

市民が安心して保健福祉サービスを受け、生活の質（QOL）が保てるよう、様々な分野が連携し、サービスを必要とする人に適切につなぐ仕組みを検討します。

第4章 社会全体で進める生きがい・健康づくり

住み慣れた家庭や地域で自立した生活を続けるためには自らが健康であることが必要です。市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、暮らしそのものを生き生きとしたものにするために、就労や地域活動、文化・スポーツ活動などを通して、生きがいを持って社会参加できる環境を整備します。

第5章 学習・教育機会の拡充

地域における支え合いの担い手として主体的に参加していくきっかけとなるような講座や学習会の開催、子どもの頃からの福祉教育や、福祉に対する理解と実践を促進するための取組みなどを進めます。

第6章 人材の育成

社会福祉協議会などとの連携により、地域における活動のリーダーとなる人材の育成や、新たな担い手を取り込むための取組みなど人材の確保を進めます。

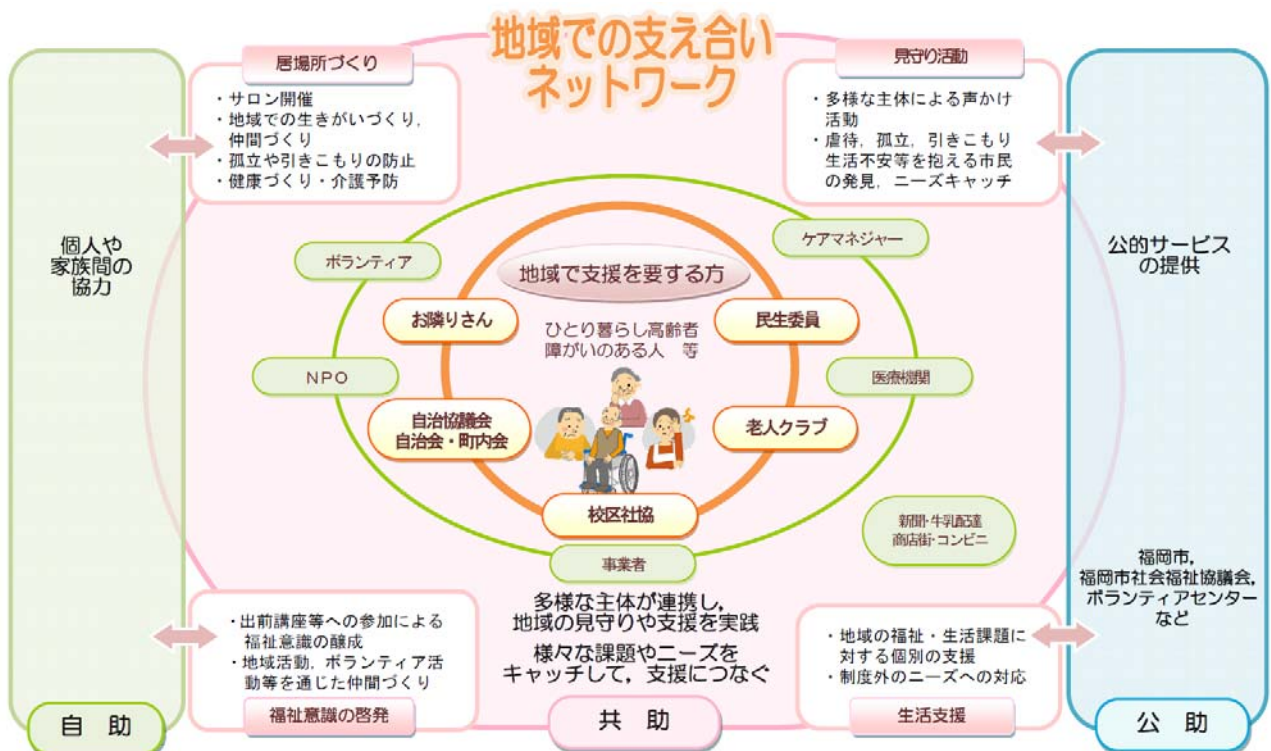
第7章 地域における保健福祉活動の活性化

前計画で、地域での居場所づくり「ふれあいサロン」や、地域での見守り活動「ふれあいネットワーク」について、全校区実施を目標に取り組み、平成22年度までにサロンは95%、ネットワークは90%の実施率となり、概ね地域の居場所づくりと見守り活動の基盤ができました。

一方で孤立死や高齢者の所在不明問題といった新たな課題も発生しており、**校区や自治会・町内会等の日常の地域活動を通じた住民同士の「声かけ」「見守り」など、顔の見える助け合いを基盤として**、地域住民、地域団体、事業者、行政などの**多様な主体による支え合いネットワークを形成し**、見守っていくことができるように、地域保健福祉活動の活性化を支援していきます。

また、行政が主体となって、**地域福祉ソーシャルワーカー**をモデル的に配置して民生委員など、地域の見守り活動を行う団体などへの相談・助言を行うなど、地域での見守りネットワークづくりに有効な環境を整えていきます。

■ネットワークの形成イメージ



第8章 要援護者の支援

地域での要援護者支援においては、自治会・町内会やふれあいネットワーク活動など、普段からの見守りや声かけなど、顔の見える関係をつくり、災害時に備えることが必要です。

民生委員と共同で要援護者情報を把握し、さらに、地域との覚書締結に基づき要援護者の同意を得て地域との情報共有を進め、平常時からの連携体制を構築して災害に備えます。

第9章 生活の安定確保

全国的な社会保障制度としての国民健康保険や介護保険、生活保護などについては、保険制度の安定的かつ適正な運営の確保、生活保護の適正実施、NPOなどと連携したホームレス自立支援の推進に取り組みます。

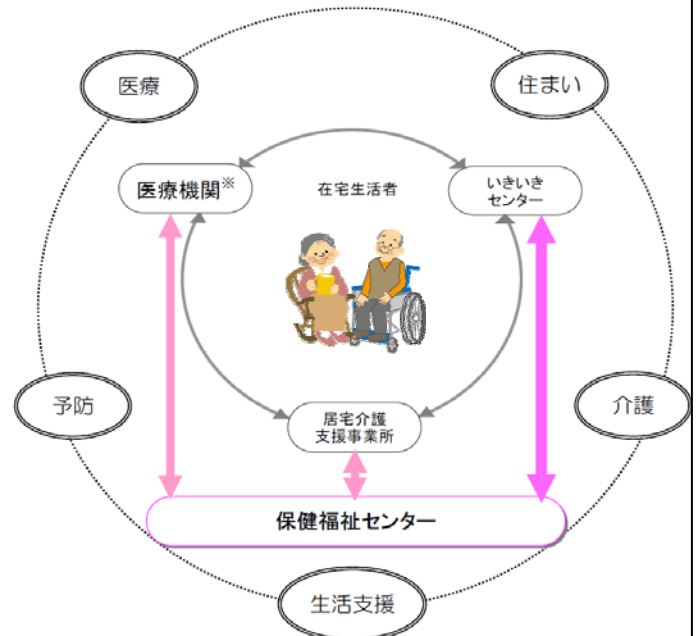
なお、国の制度改革の動向などにも十分に留意しながら、的確な取組みを進めます。

第10章 生活の安心確保

すべての市民が住み慣れた地域で、健やかに安心して生活ができるよう、**福岡型地域包括ケアシステム**のあり方について、国の動向を踏まえながら検討していきます。

併せて権利擁護制度等の利用促進、虐待防止体制の充実、認知症高齢者等の支援体制の充実を図ります。

■ 福岡型地域包括ケアシステム イメージ



状態	必要とされるサービス
要介護者	医療・介護給付・生活支援・住宅
要支援者	予防給付・生活支援・住宅
二次予防事業対象者	介護予防・生活支援・住宅
元気高齢者	一次予防・住宅

- 凡例
- : 関係機関
 - ◎ : 地域包括ケアで連携する分野
 - ⇄ : 連携の方向
 - ※ 医療機関 : 病院・診療所, 歯科診療所, 薬局等

要介護度が重度な在宅生活者が増加していますが、重度者ほど複数のサービスを組み合わせて提供する必要が増大し、医療ニーズが高まってきます。

第11章 医療体制・健康危機管理体制の充実

市民が健康で安全な生活を送るために、必要な時に安心して適切な医療を受けられる体制の確立や健康危機管理体制の確保・充実を図ります。

救急医療体制や島しょ診療の安定確保を推進するとともに、各医療機関の機能が十分発揮されるよう医療機関の機能分化と連携を促進し、患者の病状に応じた継続性のある医療供給体制の充実を図ります。

また、身近なところできめ細かな医療を提供する「かかりつけ医」の普及啓発や地域の医療機関等の連携による在宅医療を推進します。

さらに、災害時の医療体制や健康危機管理体制を充実するとともに、医療・医薬品等の安全対策の推進、疾病予防対策の充実・強化に努めます。

第12章 暮らしの衛生向上

市民の健康で快適な生活を守るために、食品の安全性確保や衛生的な生活環境の向上に取り組むとともに、火葬施設の適切な管理・運営に努めます。

また、「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するために、動物管理と動物愛護・適正飼育の普及・啓発を推進します。

第13章 ユニバーサルなまちづくり

福岡市福祉のまちづくり条例に基づいて、バリアフリーの推進を今後も継続していくなど、ユニバーサルデザインの理念に基づき、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で互いを思いやり、すべての人に優しい「ユニバーサルシティ福岡」の実現をめざします。

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域での在宅生活を送ることができるよう、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインの理念に基づく住環境の整備を支援します。

第3部 計画の進行管理と検証

1. 保健福祉総合計画のモニタリング指標

本計画の基本理念に、どの程度近づいているかを継続して見守り、モニターしていくために、「自助」「共助」「公助」の視点でモニタリング指標を設定します。




定期的に指標の推移をモニターし、基本理念実現のための施策の有効性を評価し、必要に応じて取組みの方向性を再検討します。

視点	モニタリング指標	現状値
自助	○保健・医療・福祉に関する情報提供について、どの程度満足しているか ○保健・医療・福祉に関する相談について、どの程度満足しているか	※現状値がないため、今後、保健・医療・福祉に関する情報提供及び相談に対する満足度を調査して、その推移をモニターします。
共助	○住民参加による地域での支え合い活動への参加実績 ○地域での支え合い活動への参加の意向	参加している人の割合 31.0% 参加したい人の割合 62.8%
公助	○福祉の充実についての満足度	満足している人の割合 33.0% 不満である人の割合 40.1%

平成21年度市政に関する意識調査（回答者数=2,633）

2. 地域福祉分野の計画目標

地域福祉分野の取組みについては計画目標を設定し、定期的に進捗状況を把握していきます。

取組内容	計画目標・スケジュール等
○ ふれあいネットワークを実施している自治会・町内会の数	【現状(平成22年度)】 1,635  【目標(平成27年度)】 2,040
○ ふれあいサロンを実施している箇所数	【現状(平成22年度)】 282箇所  【目標(平成27年度)】 330箇所
○ 地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業の実施	【平成23～25年度】 モデル事業実施 【平成26年度～】 地域での福祉活動支援策の再検討
○ 要援護者台帳の覚書を締結した自治協議会の数（校区）	【現状(平成22年度)】 76校区(51.0%)  【目標(平成27年度)】 146校区(100%)
○ 福岡型地域包括ケアシステムの構築	【平成23年度～】 ・相談支援体制の充実 ・情報の収集と提供の仕組みづくり